情公第 2877 号 令和5年3月31日

神 奈 川 県 公 安 委 員 会 委員長 堀本 久美子 様

神奈川県情報公開審査会 会 長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について (答申)

令和2年9月2日付けで諮問された道路使用許可申請書一部非公開の件(諮問第864号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、請求の対象となった平成 30 年 9 月 10 日付け道路使用許可申請書の申請者欄に記載された住所、氏名及び印影を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1)審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、令和2年2月7日付けで、神奈川県警察本部長(以下「実施機関」という。)に対して、「特定日に特定地点等で催された特定神社の神輿渡御に係る道路使用許可について神奈川県警が起案した一切の文書(公安委員会の権限に属する事務の委任又は専決による文書を含む)」(以下「本件対象文書」という。)について、行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年2月19日付けで、本件対象文書については、作成も取得もしていないため不存在であるとして条例第10条第3項を理由に公開拒否決定(以下「本件処分1」という。)を行った。
- (3) 実施機関は、本件対象文書について改めて検索を行い、平成30年8月17日付け道路使用許可申請書(以下「申請書A」という。)、同月31日付け道路使用許可申請書(以下「申請書B」という。)及び同年9月10日付け道路使用許可申請書(以下「申請書C」という。)(以下、申請書Aから申請書Cまでを「本件申請書」と総称する。)を特定し、令和2年4月14日付けで本件処分1を取り消した上、次のとおりその一部を非公開とする一部公開決定(以下「本件処分2」という。)を行った。
 - ア 本件申請書の決裁欄に押印された警部補以下の階級にある警察官の印影 については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報で あるとして条例第5条第1号本文を理由に非公開とした。
 - イ 本件申請書の申請者欄に記載された住所、氏名及び印影並びに現場責任 者欄に記載された住所、氏名及び電話番号については、個人に関する情報 であって、特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本 文を理由に非公開とした。

- ウ 申請書A及び申請書Cの添付資料に記載された個人の氏名並びに申請書 Bの添付資料に記載された責任者の氏名、住所及び電話番号については、 個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるとして条 例第5条第1号本文を理由に非公開とした。
- (4) 実施機関は、令和2年4月23日付けで本件処分2を取り消した上、本件処分2で非公開とした情報のうち、申請書A及び申請書Bの申請者欄に記載された役職を町内会長とする申請者(以下「本件町内会長」という。)の氏名及び印影並びに申請書Bの添付資料の現場責任者欄に記載された本件町内会長の氏名については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとして、条例第5条第1号ただし書イに該当するため公開情報とし、その余の情報については、同条第1号本文を理由に非公開とする一部公開決定(以下「本件処分3」という。)を行った。
- (5) 審査請求人は、令和2年7月7日付けで、本件処分3のうち、申請書A及び申請書Bの申請者欄に記載された本件町内会長の住所並びに申請書Cの申請者欄に記載された住所及び氏名(以下「本件申請者情報」という。)を非公開とした処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。
- (6) なお、実施機関は、審査請求受理後の令和2年7月29日付けで本件処分3 を取り消した上で、同日付けで、本件処分3において非公開とした部分のう ち本件町内会長の住所については非公開を公開と改めた一部公開決定(以下 「本件処分4」という。)を行っている。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第5条第1号該当性について 本件町内会長の住所及び本件申請者情報は、条例第5条第1号本文に該当 しない。
- (2) 条例第5条第1号ただし書該当性について 本件申請書に記載された特定町内会は、地方自治法(昭和22年法律第67

号。以下「法」という。)第260条の2に定める特定市の認可地縁団体である。

認可地縁団体は、同条第3項の規定に基づき認可地縁団体の代表者に関する事項を規約に定めること、同条第10項の規定に基づき総務省令で定める認可地縁団体に関する事項について認可を行った市町村長が告示すること、同条第12項に何人も同省令に基づき同条第10項で告示した事項に関する証明書を請求できることが、それぞれ規定されている。

総務省令である地方自治法施行規則(昭和 22 年政令第 16 号)第 19 条及 び第 21 条には、それぞれ告示項目及び地縁団体台帳の様式が規定されてい る。本件処分 3 で非公開とされた情報をこれらの法令及び特定市の地縁団体 台帳に照らしたところ、以下のとおりとなる。

ア 本件町内会長の住所について

申請書A及び申請書Bの申請者欄に記載された申請者の住所は、法第260条の2第10項に規定する告示事項として登録されている。

よって、申請者欄に記載された本件町内会長の住所は、法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報に該当することから、条例第5条第1号ただし書アに該当する。

イ 本件申請者情報について

(ア) 申請書Cの申請者欄に記載された申請者の氏名は、特定町内会代表者であると思われることから、申請者の住所及び氏名は法第260条の2第10項に規定する告示事項として登録されている。

よって、本件申請者情報は、法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報に該当することから、 条例第5条第1号ただし書アに該当する。

また、申請書Cに記載された特定町内会には、宮総代の肩書の者がおり、神輿渡御の主催者も神社であると思われることから、地域の神社の宗教法人が道路使用許可の申請を行ったとしたら、その代表役員は町内会役員の可能性がある。その場合、道路使用許可の申請者は、宗教法人法の登記事項として公開情報となる。

(4) 申請書Cの申請者欄に記載された申請者の氏名が町内会長の場合は、 そもそも慣行として公にされる情報であり、条例第5条第1号ただし書 イに該当する。

(ウ) また、町内会役員は、地区連合会又は社会福祉協議会の関係役員と重複していることが多く、これらの関係役員の氏名は地域の地区だより等で配布されることから、慣行として公にされている。

よって、町内会の代表者でなくとも、その氏名が慣行として公にされている町内会役員は多い。

(3) その他

処分庁は、本件申請書について道路使用許可証の副本であると説明しているが、当該書面に教示文が記載されておらず、また、決裁権者が明らかにされていないため、その説明については疑義がある。

- 4 実施機関(担当:神奈川県警察本部交通部交通規制課)の説明要旨 弁明書における説明を整理すると、本件処分4の理由は、おおむね次のとお りである。
 - (1) 条例第5条第1号該当性について

ア 本件町内会長の住所について

本件町内会長の住所は、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 本件非公開情報について

本件申請者情報及び申請書Cの申請者欄に押印された印影(以下「本件非公開情報」と総称する。)は、特定個人の住所、氏名及び印影であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について

ア 本件町内会長の住所について

実施機関が、本件申請書に記載された町内会について特定市に確認した ところ、それぞれの町内会は法第 260 条の2の規定に基づく同市の認可 を受けた認可地縁団体であることから、本件町内会長の住所は同条第 12 項により、何人も同市長に対して告示事項に関する証明書を請求できる情 報であった。 よって、本件町内会長の住所は、法令の規定により何人にも謄本、抄本等の交付が認められている情報に該当することから、条例第5条第1号ただし書アに該当する。

イ 本件非公開情報について

本件非公開情報は、認可地縁団体である特定町内会の代表者に係る情報ではないことから、法第 260 条の 2 第 10 項により告示される事項には該当しない。

よって、本件非公開情報は、法令の規定により何人にも謄本、抄本等の 交付が認められている情報に該当しないことから、条例第5条第1号ただ し書アに該当しない。

また、本件非公開情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しないことから、条例第5条第1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ウ及びエにも該当しない。

5 審査会の判断理由

審査請求人は、本件処分3のうち、申請書A及び申請書Bにおける本件町内会長の住所並びに申請書Cの申請者欄に記載された本件申請者情報の公開を求めているところ、実施機関は前記2(6)のとおり本件処分3を取り消した上で本件処分4を行っており、本件非公開情報については、なお非公開としていることから、当審査会に諮問がなされたものである。

実施機関は、前記4のとおり、本件処分4で非公開となっている部分は条例 第5条第1号本文該当を理由に非公開情報に当たる旨説明しているので、非公 開とした判断の妥当性について、以下で検討する。

(1) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

もっとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何

人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書工)に該当する情報については公開すべき旨規定している。

当審査会が確認したところ、本件申請書は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項の規定に基づく道路の使用の許可を受けるために所轄警察署長に提出する、同法第78条第1項に規定された道路使用許可申請書である。

当該申請書の本件非公開情報は、個人に関する情報であり特定の個人が識別されるものであることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、当該情報は、法第 260 条の 2 第 10 項により告示される事項に該当せず、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、当該情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエに該当しないことは明らかである。

さらに、審査請求人は、「町内会役員は、地区連合会又は社会福祉協議会の関係役員と重複することが多く、これらの関係役員の氏名は地域の地区だより等で配布されることが多く、慣行として公にされている。」と主張しているが、本件非公開情報が地区連合会や社会福祉協議会の関係役員に係る情報とは限らない。

また、仮に当該関係役員に係る氏名が、地区だより等で公にされているとしても、当該関係役員が同時に町内会役員であるという情報まで公にされているものとは認められない以上、審査請求人の上記主張は本件非公開情報が条例第5条第1号ただし書イに該当する情報と認める理由にはなり得ない。

(2) その他の主張について

審査請求人は、前記3(3)のとおり、本件申請書が副本であるとする実施機

関の説明には疑義があると主張している。

附属機関の設置に関する条例の別表は、当審査会の所掌事項を「神奈川県情報公開条例第 10 条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第 26 条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること」としている。これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性(条例第5条各号)、公開請求の対象となった文書の行政文書該当性(条例第3条第1項)やその存否等を調査することを定めた規定であると解される。

審査請求人の主張内容は、これら条例で定められた当審査会の調査審議事項には関わらない事項であり、当審査会として調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日		処	理	内	容	
令和2年9月2日 (収受)	0	諮問				
令和 4 年 12 月 15 日 (第 229 回部会)	0	審議				
令和5年2月13日 (第231回部会)	0	審議				

神奈川県情報公開審査会委員名簿

J	氏	名	現	職	備		考
板	垣	勝彦	横浜国立大学	学大学院教授	部	会	員
市	JII	統子	弁護士(神奈)	県弁護士会)			
桑	原	勇進	上智大	学教授	会長	職務代	理者
田	村	達久	早稲田	大学教授	会		長
遠	矢	登	弁護士(神奈)	県弁護士会)			
堀	内	かおる	横浜国立	大 学 教 授	部	会	員
前	田	康 行	弁護士(神奈)	県弁護士会)	部	会	員

(令和5年3月31日現在)(五十音順)